2　情報活用支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること。
二　情報の電磁的流通に係る業務に携わる者の専門的又は技術的な知識及び技術の向上に関すること。
3　情報活用支援室に、室長を置く。
4　情報流通高度化推進室は、電気通信システム（電気通信設備の集合体であって情報の電磁的流通の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の開発及び普及による情報の電磁的流通の高度化に関する事務のうち民間における情報の電磁的流通の高度化の推進に係る事務をつかさどる。
5　情報流通高度化推進室に、室長を置く。
［6・7　略］

附　則

この省令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

○総務省令第四十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百八十五条の十三第二項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月七日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
2　情報流通高度化推進室は、電気通信システム（電気通信設備の集合体であって情報の電磁的流通の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の開発及び普及による情報の電磁的流通の高度化に関する事務のうち民間における情報の電磁的流通の高度化の推進に係る事務をつかさどる。 3　情報流通高度化推進室に、室長を置く。 4　情報セキュリティ対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　情報の電磁的流通における情報の安全の確保に関すること。 二　情報の電磁的流通における個人情報の保護に関すること。 5　情報セキュリティ対策室に、室長を置く。 ［6・7　同上］	2　情報活用支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること。 二　情報の電磁的流通に係る業務に携わる者の専門的又は技術的な知識及び技術の向上に関すること。 3　情報活用支援室に、室長を置く。 4　情報流通高度化推進室は、電気通信システム（電気通信設備の集合体であって情報の電磁的流通の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の開発及び普及による情報の電磁的流通の高度化に関する事務のうち民間における情報の電磁的流通の高度化の推進に係る事務をつかさどる。 5　情報流通高度化推進室に、室長を置く。 ［6・7　略］
（法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口） **第十六条の四の三**　法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費基礎人口（次条及び第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」という。）は、第一号及び第二号により算出した数の合計数（特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数）とする。 一　国勢調査令によつて平成二十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十七年国勢調査人口等基本集計第三―二表（年齢（各歳）、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数（総数及び日本人）の表頭「総数（年齢）」のうち総数の欄の数から「（再掲）〇～四歳」、「（再掲）五～九歳」、「（再掲）十～十四歳」及び「（再掲）十五～十九歳」の各欄の数を控除した数 二　国勢調査令によつて平成二十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表（常住地又は従業地・通学地（二十七区分）による年齢（五歳階級）、男女別人口、就業者数及び通学者数）の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」の表側「総数（男女別）」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数と「うち他県に常住」の表側「総数（男女別）」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数 三　国勢調査令によつて平成二十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十七年国勢調査従業地・通学地に	（法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口） **第十六条の四の三**　法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費基礎人口（次条及び第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」という。）は、第一号及び第二号により算出した数の合計数（特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数）とする。 一　国勢調査令によつて平成二十二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表（年齢（各歳）、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数（総数及び日本人）の表頭「総数（年齢）」のうち総数の欄の数から「（再掲）〇～四歳」、「（再掲）五～九歳」、「（再掲）十～十四歳」及び「（再掲）十五～十九歳」の各欄の数を控除した数 二　国勢調査令によつて平成二十二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」の表側「総数（男女別）」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数と「うち他県に常住」の表側「総数（男女別）」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数 三　国勢調査令によつて平成二十二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十二年国勢調査従業地・通学地に